

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外へ避難した申立人ら（父、母、子3名）について、申立人父は平成26年9月に帰還し、その他の申立人らは、申立人子らに発達障害があり生活環境を変えることに困難があったことから、その後も避難を継続したものであるが、申立人子らが小学校を卒業した同年3月までの避難の継続には必要かつ相当な理由が認められるとして、申立人ら全員について、同月までの日常生活阻害慰謝料が認められるとともに、申立人父のみが帰還したことにより家族間別離が生じた同年9月から平成28年3月までの家族間交通費が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙損害一覧表記載の損害（それぞれ記載される期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項の損害項目についての和解金として、金8,850,000円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年10月7日

(仲介委員 海野 浩之)

損害一覧表

項目	申立人 (敬称略)	期間	損害額 (円)	既払金 (円)	和解金 (円)
避難慰謝料	X 1	平成 2 4 年	1, 900, 000	0	1, 900, 000
	X 2	9 月 1 日	1, 900, 000	0	1, 900, 000
	X 3	～	1, 900, 000	350, 000	1, 550, 000
	X 4	平成 2 6 年	1, 900, 000	350, 000	1, 550, 000
	X 5	3 月 3 1 日	1, 900, 000	350, 000	1, 550, 000
	小計				
家族間 交通費	X 1	平成 2 6 年 9 月 1 日 ～ 平成 2 8 年 3 月 3 1 日	400, 000	0	400, 000
		小計			
合計					8, 850, 000